

習志野市立図書館 視聴覚資料の選定に関する基準

第1条 目 的

習志野市立図書館資料の収集・保存に関する方針に基づき、視聴覚資料の選定基準について定める。

第2条 収集の範囲

習志野市立図書館が収集する視聴覚資料は、次のとおりとする。

- (1)音楽資料(CD)
- (2)映像資料(DVD)

第3条 選定基準

資料種別ごとの選定基準は次のとおりとする。

- (1)音楽資料(CD)
 - ・ 「クラシック」「ジャズ」「民謡」「邦楽」「民族音楽」等については、基本的な作品及び代表的な指揮者、演奏者の作品を選定する。
 - ・ 「歌謡曲」「ポピュラーミュージック」等については、発行点数が多く、また、一時的な流行性が強い分野なので、人々に聴き継がれ、歌い継がれている作品を選定する。
 - ・ 「落語」「浪曲」「講演」「漫才」「文芸朗読」など音声で記録された資料については、各ジャンルの基本的な作品を選定する。
 - ・ 「BGM」「効果音」等については学校行事等の利用も考慮し、基本的な作品の他、流行性も考慮した作品を選定する。
- (2)映像資料(DVD)
 - ・ 映像資料は著作権許諾済(「館内視聴」「館外貸出」)の資料のみを選定する。
 - ・ 寄贈資料(行政の広報資料、地域に関する資料)等についても、著作者の許諾が得られた資料、または寄贈者が著作権について許諾していると明らかに確認できる資料のみ受入する。
 - ・ 「映画」「ドラマ」は発行点数が多く、かつ高額なので、各種賞の受賞歴、著名な評論家の批評等を参考に、評価の定まった資料のみを選定する。
 - ・ 「洋画」は、児童や高齢者、視覚障がい者でも利用できるように、できる限り「日本語吹き替え版」を収めている資料を選定する。
 - ・ 「ノンフィクション」「ドキュメンタリー」は、記録的価値や話題性を考慮し選定する。
 - ・ 「教養」「趣味」「スポーツ」「語学」「紀行」「実用」等などは、幅広い分野から映像による効果が高い資料を選定する。
 - ・ 「音楽」「演劇」「舞踊」等は、基本的な作品で、代表的な指揮者、演奏者、監督、演技者の作品を選定する。
 - ・ 「児童向け」の作品については、情操教育や生活習慣・生活知識の習得に役立つ分野について収集する。また、児童向けの「ドラマ」「映画」「アニメーション」については、「暴力」「性」「差別」等の表現について問題がないか特に注意し、一般的な評価の高い作品を選定する。
 - ・ 行政機関の広報資料、習志野市、千葉県に関する資料についても収集し、例外としてビデオ作品も受け入れる。ただし、著作権者の許諾がとれた作品に限る。

第4条 その他

視聴覚資料の提供は、著作権法の制限を受けることや、図書資料に対し、所蔵資料が少なく高額な資料が多いため所蔵していない資料の購入依頼は受けないものとする。

収集視聴覚資料の選定にあたっては、利用者が日常生活において、より幅広い範囲での音楽作品や映像作品を利用できるよう、レンタルビデオ店で容易に入手できる作品の収集はできるだけ控え、より幅広い範囲での音楽作品、映像作品を利用できるよう配慮する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日より施行する。